

さいたま市建築工事監理業務委託共通仕様書

新旧対照表

新

旧

備考

さいたま市建築工事監理業務委託共通仕様書

令和3年4月

さいたま市

さいたま市建築工事監理業務委託共通仕様書

令和元年10月

さいたま市

新

旧

備考

新	旧	備考
<p>1. 2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. ～14. (省略)</p> <p>15. 「書面」とは、手書き、ワープロ等により伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。<u>押印が不要なものについては、発行年月日を記載の上、記名したものを有効とする。</u></p> <p>緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面と差し替えるものとする。</p> <p>16. ～25. (省略)</p>	<p>1. 2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. ～14. (省略)</p> <p>15. 「書面」とは、手書き、ワープロ等により伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。</p> <p>緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面と差し替えるものとする。</p> <p>16. ～25. (省略)</p>	<p>押印廃止に伴う文言の追加</p>